

滑川町では骨髄・末梢血幹細胞の提供者に助成金を交付しています

日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞提供者（以下「ドナー」という。）となった方を支援することを目的に助成金の交付を行っています。

●助成対象者

- ① 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方
- ② 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

●助成金額

助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に伴う通院又は入院の日数あたり 2 万円とし、1 回の骨髄等の提供につき 7 日を限度とします。ただし、骨髄又は末梢血幹細胞の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院の日数は除きます。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄又は末梢血幹細胞の採取のための入院
- (4) その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

●助成金の申請

助成金の申請をされる方は、滑川町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書に骨髄バンクが発行する書類（提供を完了した証明書）を添えて、骨髄等の提供が完了した日から 90 日以内に滑川町保健センターまでご提出ください。

※申請書兼請求書は滑川町保健センターで配布しています。

詳しくは下記までお問い合わせください
滑川町健康づくり課（滑川町保健センター）
電話 0493-56-5330